

| | | | | |
|---|------------------------------------|--|---------------------------|--|
|  | 号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可 | 定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県内 岩手県職員労働組合 | No.2466 2018年 9月13日 | 県人勧の改善勧告 に向け、18日に 第1弾・人事委員 会職員課長交渉！ 要求前進に向けて 県職労に結集を。 |
| | | | | |

2018県人勧闘争③

人事委員会交渉スタートへ！

9.18 職員課長交渉で勧告姿勢質す 職員の踏んばりに報いる勧告を！人事委員会は職員の声を聞け！

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一 岩教組委員長）は、8月21日に提出した2018県人勧要求書に対する検討状況を質すとともに、現場で踏んばる職員に報いる改善勧告実現に向けて、9月18日職員課長交渉を皮切りに、交渉をスタートさせる。9月18日の交渉項目は下表のとおり。人事委員会は職員の切実な訴えを受け止め、改善勧告を行うべきだ。9月25日の事務局長交渉をヤマ場と設定する。人事委員会の見解次第では、更なる闘争配置も検討する。組合員の結集をお願いする。

| |
|----------------------------------|
| 交渉日程 |
| 9月18日(火) 人事委員会職員課長交渉 |
| 9月25日(火) 人事委員会事務局長交渉 (ヤマ場と設定) |
| 10月2日(火) 人事委員長交渉(最終局面) |

人事委員会の見解次第では、更なる闘争配置も検討する。組合員の結集をお願いする。

＝9.18 主な交渉予定項目＝

| 要求課題 | 地公共闘の要求事項 | 交渉項目 |
|------------|---|---|
| 月例給・一時金 | 5年連続の引上げ勧告実現。月例給は全世代へのプラス改定を、一時金は国との格差0.05月と人勧0.05月を加えた0.1月のプラス改定の実現。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告作業の進捗状況、勧告時期。 ・ 公民較差の動向、及び較差発生時の較差解消の考え方。 |
| 高齢層職員の処遇改善 | 来年3月までの給与制度の総合的見直しの現給保障措置者の動向を踏まえ、勤務意欲確保に向けた人事委員会と積極姿勢を求める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務意欲確保のための給与改善の考え方。 ・ 今般の給与改定でも解消が見通せない中での具体的な改善策。 |
| 通勤手当の改善 | 継続課題である交通用具利用に係る70km以上の距離区分の新設・ガソリン価格高騰を踏まえた手当額改定の実現。高速道路利用の手当改善など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠距離通勤者に係る職員負担解消に向けての具体的な検討状況は。 ・ ガソリン価格の高騰を踏まえ勧告・報告に盛り込む考えか。 |

| 要求課題 | 地公共闘の要求事項 | 交渉項目 |
|----------|--|--|
| 住居手当の改善 | 沿岸部をはじめ全県的な住宅の家賃高騰を踏まえ、住居手当の改善を求める。 | ・地公共闘が行った調査結果を示し、自己負担の実態を訴え、具体的な改定を求めるが、どう考えているか。 |
| 休暇制度の拡充 | 学校行事等の特別休暇の新設、家族の介護等の両立支援策の充実、不妊治療に係る休暇制度、部分休業の改善（小学校修学以降に拡大）の改善を求める。 | ・両立支援策の更なる充実はどうか。 ・不妊治療と仕事との両立支援や部分休業制度の拡充などの一層の対策を考えているか。 |
| 長時間労働の是正 | 実効力ある適正な勤務時間管理の徹底はもとより、超勤縮減してもなお長時間労働が継続している職場への業務量に応じた要員確保を各任命権者に求めるよう人事委員会としての積極的措置を求める。 | ・人事委員会としての労働基準監督権限の強化、適正な勤務時間管理の徹底のための対策はどうか。 ・長時間労働の実態を踏まえた業務量に応じた要員確保の必要性をどう考えているか。 |

速報！住居手当実態調査中間結果まとまる

地公共闘は、住居手当の改善勧告を求めるべく緊急実態調査を行い、9月7日時点での中間集約を取りまとめた（概要は右表）。現行の住居手当支給上限額（27,000円）となる月額55,000円超の家賃負担の割合は約5割であり、これらの層の改善が喫緊の課題だ。住居手当支給上限額の算定となる月額

| | 区分 | 実数 | 割合 | |
|-------|--------------|-----|-------|-------|
| 家賃負担額 | 55千円以下 | 112 | 49.6% | 50.4% |
| | 55千円超～65千円以下 | 80 | 35.4% | |
| | 65千円超～75千円以下 | 26 | 11.5% | |
| | 75千円超 | 8 | 3.5% | |
| | 合計 | 226 | | |

55,000円時のカバー率（27千円／55千円）は約49%。55,000円超の家賃負担層でカバー率を超えて自己負担している加重平均額は約4,200円余。最低水準でも支給上限額を27,000円から31,000円に引き上げ、現行の家賃負担額55,000円以上の区分額を59,000～60,000円に設定する改善が不可欠。地公共闘は具体的な数値を示しながら、人事委員会に検討を促しており、人事委員会の判断が焦点だ。

9.12「会計年度任用職員制度」創設に向け基本 requirements 書提出

9月12日、地公共闘は、臨時・非常勤職員の任用と処遇改善を柱とした2020年4月から開始される会計年度任用職員制度に向けた基本 requirements 書を佐藤人事課長に提出した。佐藤人事課長は、スケジュールについて「総務省マニュアルでは、来年度春から職員募集をする場合は関係条例を2月議会に提案することを想定し



基本姿勢を質す地公共闘4役（左）と佐藤人事課長（右）

ているが、他県の動向等も踏まえながら、スケジュールを検討する」とした。処遇面は総務省マニュアルを踏まえつつ、「専門的な知識・経験が必要な職の給与の決定に関し、総務省で各団体が適切に判断することの内容が示されており、それを踏まえ検討する」とした。今後の勤務労働条件について、各任命権者共通課題は人事課と、それぞれの任命権者の課題は該当する構成労組の意見を踏まえて各任命権者で協議・検討していくとした。地公共闘は、秋闘期を交渉ヤマ場と想定し、交渉を強化していく。